

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	許可に基づく地位の承継の承認			
根拠法令及び条項	都市計画法第45条			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第 1号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第 1号に該当)			
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則 ・那覇市開発行為の許可等に関する条例 ・那覇市開発行為の許可等に関する規則 ・開発許可制度の解説(編集: 開発許可制度研究会、発行: 株式会社ぎょうせい) 			
	審査基準 設定年月日		審査基準 最終変更年月日	令和7年5月21日
	標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(14日) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和7年5月21日	標準処理期間 最終変更年月日	令和 年 月 日	
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課			
備考	1. 申請書類の補正に要する期間は不算入。 2. 市の休日(土曜日、日曜日、祝日等)は不算入。			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。